

# 同意書

- 保育所入所申込み時及び入所期間中において、児童福祉法第24条の保育の実施に伴う保育料決定のために必要があるときは、私及び私の世帯員の課税状況及び納付状況について、貴職において官公署に調査を委託し、私若しくは私の世帯員の雇主その他関係人に報告を求めることに同意します。
- 次年度4月の入所に向けた認定事務が集中し、確認及び審査に時間を要する場合、認定証の交付が2月頃となることに同意します。
- 保育料の算定に必要な市町村民税が把握できない場合(未申告・書類未提出)は、最高額での保育料決定を行うことに同意します。
- 父母の収入が生活保護基準以下の場合、同居人の収入を合計して、保育料算定を行うことに同意します。
- 家庭状況等の変更(婚姻・生活保護の廃止等)が判明した場合は、変更が生じた時点に溯って保育料を納付することに同意します。また、婚姻の解消に伴う保育料の納付義務については、代表保護者が責任を持って納付することに同意します。
- 入所後、保育の必要な事項に該当しなくなった場合(退職、産前産後期間外等)、または、保育所で受け入れ困難と判断される疾病等が判明した場合は退所することに同意します。

令和        年        月        日

中 城 村 長 殿

代表保護者

㊞